基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月三日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月十九日

東京都港区北青山三丁目三番七号三〇一

市街地開発株式会社

代表取締役　中井　暲典

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年一月十九日

北海道札幌市東区北十九条東四丁目二番一〇号

北原電牧株式会社

代表取締役　北原慎一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年一月十九日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上三六番地三

田熊建設工業株式会社

代表取締役　田中　敬介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年一月十九日

熊本県菊池郡大津町杉水字中津三四三七番地の四

田熊興産株式会社

代表取締役　田中　敬介

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月十九日

横浜市青葉区荏田西三丁目二六番地二七号

新栄電話設備株式会社

代表取締役　新井　清市

合併につき株券等提出公告

当社は、ニコスタービューテック株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月十九日

香川県高松市国分寺町福家甲六〇五番地一

株式会社シャローネ

代表取締役　前原　修

限定承認公告

本籍北海道厚岸郡厚岸町松葉四丁目九二番地、最後の住所北海道厚岸郡厚岸町梅香二丁目一〇九番地　被相続人　亡　宮原美代子

右被相続人は平成二十二年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年一月六日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

北海道厚岸郡厚岸町梅香二丁目一〇九番地

相続財産管理人宮原勉

代理人弁護士　今　瞭美

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市西区宮崎町六二番地、最後の住所神奈川県川崎市宮前区鷺沼二丁目一四の四八番地　被相続人　亡　南　嘉徹

右被相続人は平成二十二年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年一月四日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

神奈川県川崎市宮前区鷺沼二丁目一四の四八番地

相続財産管理人　南　昭子

限定承認公告

本籍三重県津市新東町塔世八二七番地、最後の住所三重県津市新東町塔世四九番地

被相続人　亡　竹田　收

右被相続人は平成二十二年九月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年一月四日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十九日

三重県三重郡菰野町大羽根園松ケ枝町一二番地二　限定承認者　大石由紀子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億円減少し七十八億三千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年二月二十日であり、社員総会の決議は平成二十三年一月七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月十四日

掲載頁　九十四頁（号外第二六五号）

平成二十三年一月十九日

東京都千代田区三番町五番地七精糖会館五F

神戸エクセレンス特定目的会社

取締役　キア・クォック・ピン

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を四千万円（但し、第一回A号優先出資について二千万円、B号優先出資について二千万円）減少し二十三億九千百十五万円として、発行済優先出資総口数四万八千六百二十三口を一口に対して金五万円をもって四万八千二十三口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は八百口（但し、第一回A号優先出資について四百口、B号優先出資について四百口）、消却の方法は任意有償消却とし、消却に要する額は、四千万円です。効力発生日は平成二十三年二月二十一日であり、臨時社員総会の決議は平成二十三年一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨はhttp://www.asa-epn.jp/ir/00000069/0f5e/に記載されています。

平成二十三年一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ダイワ新山下特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を四千万円減少し二十三億九千百十五万円として、発行済第一回A号優先出資総口数一万三千六百九十口を一口に対して金五万円をもって一万三千二百九十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月二十一日までに当社にご提出ください。

平成二十三年一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ダイワ新山下特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十三年一月十二日（号外第六号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社第一フジタクシーの住所「名古屋市緑区鳴海町字山一九番」とあるは「名古屋市緑区鳴海町字山下一九番」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十三年一月十九日

名古屋市緑区鳴海町字山下一九番

（甲）株式会社第一フジタクシー

代表取締役　早川　澄雄

日進市赤池町モチロ六一番六六

（乙）株式会社第六フジタクシー

代表取締役　早川　澄雄

取消公告

平成二十二年十二月二十四日（号外第二七四号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年一月十九日

大阪府大阪市北区中之島二丁目三番三三号

合同会社蔵人

清算人　岡田　和則

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二七	上	三六～一七	終りから九	行頭を一字上げる。
三八	〃	〃	〃	〃

平成二十二年十二月二十八日（号外第二百七十八号）公布財務省令第六十一号（租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

七	二	終りから六	「手数料（」	「手数料等（」

（印刷誤り）

二七　上三六～一七

三八　〃　終りから九　行頭を一字上げる。

平成二十二年十二月二十四日（号外第二七四号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年一月十九日

大阪府大阪市北区中之島二丁目三番三三号

合同会社蔵人

清算人　岡田　和則

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十九日付第一一号六四

ページ●同日付政府調達第一一号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）